

県営住宅入居者生活支援事業における トライアル・サウンディング実施要領

1. 目的

群馬県では、県営住宅の入居者で、日常生活や社会生活を営む上で困難を有する方に対する支援に取り組んでいます。本実施要領は、この取組の一環として、県営住宅の敷地内において入居者への生活支援事業を行うに際して、広く民間事業者から支援活動のアイデアを収集し、今後の具体的な実施可能性を探るために行うトライアル・サウンディング（※）の実施に関して、必要な事項を定めるものです。

※ 本事業においては、県営住宅の敷地を活用し、入居者への支援活動の暫定実施を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に実施していただく制度と位置づけています。

2. 対象地の概要

(1) 対象施設

群馬県県営住宅

(2) 対象エリア

- ① 広場及び緑地
- ② 通路
- ③ 駐車場

(3) 除外場所

上記エリアのうち、入居者等の通常の使用を妨げる場所や、入居者の生活の安定を損なうおそれがあると認められる場所は、対象地から除きます。

※ 詳しくは、群馬県住宅供給公社へお問い合わせください。

3. スケジュール

(1) 提案書類の提出

令和3年8月23日（月）受付開始、以降は随時受付

(2) 提案審査

適宜

(3) 提案事業の実施

認定日から最大1年間

(4) 実績報告書の提出

原則、提案事業終了後1か月以内

4. 対象事業者

対象事業者は、県営住宅入居者生活支援事業におけるトライアル・サウンディングの目的及び内容等を十分理解し、かつ、提案内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 提案書類提出時点で、群馬県の入札参加の制限を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

5. 提案要件

（1）提案内容

提案内容は、次の全ての要件に該当する支援活動とします。

- ① 入居者の日常生活等を支援し、利便性の向上等に資するものであること
- ② 確実かつ適切に実施できるものであること
- ③ 入居者又は周辺住民に危険や被害を及ぼし、又は生活の安定を損なうおそれがないこと
- ④ 提案事業の実施に要する費用及び物資の調達等について、県、管理者及び入居者に対し、その負担を求めるものでないこと

（2）実施期間・時間

① 期間

提案に対する認定日から最大1年間の範囲内で、事業者と群馬県住宅供給公社との協議の上、決定した期間とします。

なお、提案内容にもよりますが、期間内であれば、複数回の実施が可能です。

② 時間

提案事業の実施に必要な最小限度で、事業者と群馬県住宅供給公社との協議の上、決定した時間とします。

※ 期間及び時間の設定に当たっては、事前に群馬県住宅供給公社へ相談してください。

6. トライアル・サウンディングの手続

（1）提案書類の受付

応募を希望する事業者は、対象地において実施したい提案事業等の内容を記載した以下の提案書類を、群馬県住宅供給公社へ電子メールにより提出してください。

受付は、令和3年8月23日（月）から開始し、随時に受け付けます。

【提案書類】

- ① 提案事業概要書（様式1）
- ② 事業を行う場所を示した平面図等
- ③ 事業者の概要（様式2）
- ④ 事業者の定款又は寄付行為、役員名簿（事業者が個人事業主の場合を除く。）
- ⑤ 誓約書（様式3）

※ 提案書類の作成等のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に群馬県

住宅供給公社へ連絡し、日程を調整した上で行ってください。

(2) 提案審査

提案書類の内容が「5. 提案要件」に合致することを審査し、提案事業を認定した上で、認定証を交付します。なお、条件を付した上で認定する場合があります。

審査に当たって、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。

(3) 提案事業の実施

認定証が交付された後、遵守事項（「7. 留意事項」を参照）を確認の上、提案事業の準備から撤去まで、事業者が責任を持って実施してください。

なお、次に掲げる事項に該当したときは、提案事業を中止していただくことがあります。

- ① 「4. 対象事業者」及び「5. 提案要件」の要件のいずれかに該当しなくなったとき
- ② 提案書類に虚偽の記載が判明したとき
- ③ 付された条件や遵守事項に反したとき
- ④ 提案事業の継続又は維持が困難となる特別の事情が生じたとき

(4) 事業内容の変更

実施場所や時間の変更を希望する場合は、事前に群馬県住宅供給公社へ相談してください。内容を確認の上、必要な手続を案内します。なお、事業そのものの変更は認められません。

(5) 実績報告書の提出

原則として提案事業終了後1か月以内に、実績報告書（様式4）を、群馬県住宅供給公社へ電子メールにより提出してください。

(6) ヒアリング調査

必要に応じて、ヒアリング調査を行うことがあります。

7. 留意事項

(1) 遵守事項

提案事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 必要とされる関係法令等に基づく届出をし、又は許認可等を受けていること
- ② 提案し、認定された場所や時間の範囲内で実施すること
- ③ 県営住宅敷地内では、認定証を外部から見える位置に表示すること
- ④ 県営住宅の施設又は設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用すること
- ⑤ 入居者等から苦情等の申出を受けたときは、これを誠実に処理すること

(2) 使用料

使用料は徴収しません。

(3) 賠償責任

事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により、県営住宅の施設又は設備に損害を与えたときは、これを原状に回復してください。また、他人に損害を与えたときは、被害者に対し、その損害を賠償してください。

県は、提案事業の実施によって事業者に損害が生じたときであっても、その賠償の

責任を負いません。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(5) トライアル・サウンディング後の取扱い

提案事業の実施後も、引き続き、同事業を行うことを希望する場合に、同事業が入居者への支援活動として認められるときは、継続して実施することが可能です。詳しくは、群馬県住宅供給公社へお問い合わせください。

8. 提出先・お問合せ先

〒371-0025

前橋市紅雲町1-7-12

群馬県住宅供給公社 管理部 管理課

TEL 027-223-5811 FAX 027-223-9808

メールアドレス jkk@gunma-jkk.or.jp